

業務番号 公 管 委 第 1 号 担当課 土木維持課



令和 7 年度

呉市業務委託設計書 (当初)

業務名 公 園 樹 木 管 理 業 務

(中 央 公 園 外 3 公 園)

業務場所 呉 市 中 央 4 丁 目 1 番 地 内 外

業務日数

日間

又は期限

令和 7 年 12 月 12 日

設計者



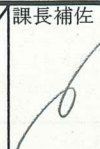
検査員



専門員



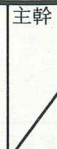
課長補佐



課長補佐
(GL)



主幹



課長



副部長



部長



業 務 概 要

・ 公園樹木管理業務

一 式

[長期継続契約 (単年度)]

予定価格 (消費税抜き)

786,000 円

説明事項

1 前 払 有 () 無

2 部 分 払 有 (1 回) 無

3 そ の 他

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 14 呉市 00-06. 12. 01 (0)	《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン	
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	09 公園工事 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 00 補正無し 03 補正しない		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
本業務費						X1000
公園樹木管理業務						Y1H02 レベル1
		1	式			
中央公園						Y1H0201 レベル2
		1	式			
低木剪定						Y1H020103 レベル3
		1	式			
低木剪定 寄植						Y1H02010301 レベル4
		30	m2			
低木剪定 寄植						V0300 00
		30	m2			単第0 -0001 表
除草						Y1H020104 レベル3
		1	式			
除草 駐車場						Y1H02010401 レベル4
		1,600	m2			
除草工 人力・肩掛け式草刈機						V000000700 00
		1,600	m2			単第0 -0004 表

本業務費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
除草	園路周囲, ふれあい広場					Y1H02010401 レベル4
		1,600	m2			
	除草工 人力・肩掛け式草刈機					V000000700 00
		1,600	m2			単第0 -0004 表
岩方公園						Y1H0201 レベル2
		1	式			
低木剪定						Y1H020103 レベル3
		1	式			
低木剪定 寄植						Y1H02010301 レベル4
		70	m2			
	低木剪定 寄植					V0300 00
		70	m2			単第0 -0001 表
本通第1公園						Y1H0201 レベル2
		1	式			
高木剪定 落葉樹						Y1H020101 レベル3
		1	式			
高木剪定 落葉樹						Y1H02010102 レベル4
		2	本			

本業務費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
	高木剪定 落葉樹 幹周120cm～149cm					V1003 00
		2	本			単第0 -0008 表
除草						Y1H020104 レベル3
		1	式			
除草						Y1H02010401 レベル4
		350	m2			
	除草工 人力・肩掛け式草刈機					V000000700 00
		350	m2			単第0 -0004 表
本通第2公園						Y1H0201 レベル2
		1	式			
高木剪定						Y1H020101 レベル3
		1	式			
高木剪定 常緑樹						Y1H02010102 レベル4
		4	本			
	高木剪定 常緑樹 幹周30cm～59cm					V1006 00
		4	本			単第0 -0009 表
高木剪定 落葉樹						Y1H02010102 レベル4
		3	本			

本業務費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
	高木剪定 落葉樹 幹周30cm～59cm					V1004 00
		2	本			単第0 -0010 表
	高木剪定 落葉樹 幹周90cm～119cm					V1002 00
		1	本			単第0 -0011 表
低木剪定						Y1H020103 レベル3
		1	式			
低木剪定 寄植						Y1H02010301 レベル4
		12	m2			
	低木剪定 寄植					V0300 00
		12	m2			単第0 -0001 表
除草						Y1H020104 レベル3
		1	式			
除草						Y1H02010401 レベル4
		1,100	m2			
	除草工 人力・肩掛け式草刈機					V000000700 00
		1,100	m2			単第0 -0004 表
直接業務費	#0020計=支給品等(材料),無償貸付					

本業務費 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費率分						Z0019
	計算情報……					
	対象額……					
	率……					
** 共通仮設費計 **						
** 純業務費 **						
現場管理費	計算情報……					
	対象額……					
	率……					
** 業務原価 **						
一般管理費率分	計算情報……					前払補正率…
	対象額……					
	率……					
一般管理費計						
** 業務価格 **						

本業務費 内訳表

頁 0 - 0007

[illegible]

施工単価表

頁 0 - 0008

低木剪定

V0300

單第0 -0001 表

寄植

100

m2

当り

[illegible]

施工单価表

頁 0 - 0009

2 tトラック運転工
L=7.0km以下

V0002

單第0 -0002 表

1	台	当り
---	---	----

[illegible]

施工単価表

頁0 -0010

2 tトラック運転費

V0001

單第0 -0003 表

1 時間 当り

[illegible]

施工单価表

頁0 - 0011

除草工

V000000700

單第0 -0004 表

1000

m2

当り

人力・肩掛け式草刈機

[illegible]

施工単価表

人力除草工（肩掛式）

V000000600

単第0 -0005 表

頁0 -0012

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
軽作業員		人			
草刈機 肩掛式 カッタ径 φ 255mm		日			
雑材料		%			#01
*** 合計 ***	1,000	m2			
*** 単位当たり ***	1	m2			

施工单価表

頁0 -0013

人力集草工

V000000800

單第0 -0006 表

m2

当り

[illegible]

施工单価表

頁0 -0014

人力積込工

V000000900

單第0 -0007 表

m2

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

高木剪定

V1003

單第0 -0008 表

落葉樹

幹周120cm~149cm

10

本

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

高木剪定

V1006

單第0 -0009 表

常綠樹

幹周30cm~59cm

10

本

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0017

高木剪定

V1004

單第0 -0010 表

落葉樹

幹周30cm~59cm

10

本

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0018

高木剪定
落葉樹

V1002

幹周90cm~119cm

單第0 -0011 表

10

本

当り

[illegible]

公園樹木・街路樹 管理業務仕様書

第1条 本業務は、設計図書に記載の無いものはすべて本仕様による。

第2条 図面及び仕様書に明記の無い場合、または疑義を生じた場合は、すべて呉市担当者（以下、「担当者」という。）と協議し、その指示によるものとする。

第3条 図面及び仕様書に記載のないものでも当然必要と認めるものは、担当者の指示に従い本設計の程度に準じて施工すること。

第4条 業務施工に当たっては、労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法規に遺漏無く行い、また本業務に従事する労働者等の監督風紀衛生の取締り、ならびに火災盗難、交通事故等の災害防止に十分注意すること。

第5条 本業務施工に際し、次の事項を厳守すること。

1. 着手に先立ち業務計画書を提出し、作業の順序、方法等を担当者と打合わせ、その承認を受けること。各作業は、天候、育成状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、適正な進捗管理に努めること。
2. 作業中、受注者は本人または適当な代理人をもって施工を監督すること。
3. 作業中事故防止に努め、万一他に損傷をおよぼす場合があっても受注者の責任において処理すること。
4. 現場で発生材を存置することなく、作業の都度搬出すること。作業終了後は、現場周辺の清掃を行い受注者の責任において処分すること。発生材は以下の規格に該当するものは、呉市クリーンセンター（呉市広多賀谷2丁目地内）へ搬入し焼却処分することを原則とし、規格外の処分については別途協議することとする。
クリーンセンター搬入時には担当者より搬入券を受け取り搬入し、業務完了後、クリーンセンターから発行される搬入証明を提出すること。完了時に搬入券が余った場合は、担当者に返却すること。

種類	直径	搬入長さ	搬入車両
樹木	小枝～5cm	50cm 以下	2 t 積み
	5～10cm	100cm 以下	

5. 施工写真は黒板等に施工年月日を記載したものを撮影すること。
6. 樹木剪定は、事前に担当者と剪定方法・形状等を協議し、現地にて試験施工を行い、承諾を受けた後に作業に入ること。
7. 灌水業務は枯死のないよう天候状況に応じた計画を立て、事前に担当者に連絡協議し、施工の承諾をとること。
8. 万一、灌水業務の手落等受注者の責任による枯死と判断される場合は担当者の指示に従い、受注者の責任において同等の樹木を植え替えること。
9. 受注者としての自覚のもとに業務を遂行し、受注公園・路線を1ヶ月に1回以上見回り点検し、異常等の有無を別紙様式に従い、翌月5日までに担当者に報告すること。ただし、公園については代表公園のみ1ヶ月に1回以上見回り点検を必須とし、その他の受注公園については、現場作業に入った月のみとすることができる。併せて、毎月の施工写真、実施工程表を提出すること。

第6条 現場発生材の処理（呉市クリーンセンターへの搬入等）については、毎月処理状況（処理日、券番号、作業場所、搬入量等）を整理し、点検・作業報告と合わせて翌月の5日までに担当者に提出すること。（未使用の搬入券は返却すること。）

委託料の支払いについて

委託料の支払いについては、着手日から令和7年7月31日までの期間、及び令和7年8月1日から完了日までの期間の2回に分けて請求することができる。その際、その期間に応じた出来高書類（数量）を担当者に提出し、検査を受けること。

各作業に関する仕様

除草

- ① 樹木、株物、柵などを損傷しないよう除草器具等を用いて根ごと取り除き、周辺のガラ・空き缶・空き瓶・土砂・ゴミ等も念入りに取り除くこと。
- ② 実生の木本類、及び樹木や施設などにかからんでいるツル性雑草も、取り残しのないよう除去すること。
- ③ 抜き取った雑草等は、速やかに処分すると共に、抜き取り跡は不陸のないよう整地すること。
- ④ 除草の際、中高木のヒコバエ・胴吹き枝及び建築限界（歩道部 $H=2.5\text{ m}$ 、車道部 $H=4.5\text{ m}$ ）から出ている枝は、枝降し又は切返剪定等で適切に処理すること。また支柱が傾く等、交通に支障となる場合は撤去・結束等適切な処置を行うこと。
- ⑤ 人畜車両等に損傷を与えないよう作業箇所及びその周辺の安全確保に留意すること。特に草刈機を用いる場合は、十分注意すること。
- ⑥ 同時に中低木剪定作業を行う場合は、先に除草作業を行うこと。
- ⑦ 法面の除草は、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないように刈り高に注意すること。

中低木剪定

- ① 剪定は、整形を基本とし、人工的な美しさを保つように行うこと。
- ② 利用や交通等の障害とならないよう剪定し、未然に事故を防止すること。
- ③ 植栽帯の中で作業する場合は、踏み込み部分を損傷しないよう十分注意し、作業終了後は枝がえしを十分に行うこと。
- ④ 低木剪定を行う際、植栽帯内の除草も併せて行うこと。
- ⑤ 剪定した枝葉は速やかに処分すること。特に枝葉が植栽帯内に残らないようきれいに取り除き、周辺をきれいに清掃すること。
- ⑥ 低木は剪定高60 cm以下、中木は剪定高150 cm以下とし仕上げる。これにそぐわない場合は、事前に担当者と協議し高さを決めること。
- ⑦ 側面は植栽帯の構造物内側からはみ出さないよう仕上げる。また、柵等に隣接している場合は、剪定機械で施工できるよう離隔を確保して仕上げる。

高木剪定

- ① 剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つように行うこと。
- ② 樹種の特性を理解の上、種々の制約条件に応じて最も適切な方法と時期により行うこと。
- ③ 樹木の枝葉が、民地境界から1.0 m以上離れるよう剪定すること。
- ④ 樹木の下枝高は、建築限界（歩道部 $H=2.5\text{ m}$ 、車道部 $H=4.5\text{ m}$ ）を確保し、標識や看板及び園路や広場に面した部分は利用者に配慮した高さを確保すること。また、植栽後間もない樹高の低い樹木については、担当者と協議し下枝高を定めて剪定すること。
- ⑤ 剪定時には、周辺歩車道上の落葉・ゴミ・草・土等を清掃し、撤去すること。

支障枝剪定

- ① 枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝、建築限界を侵して人や車に接触する恐れのある低い枝を剪定すること。
- ② 架線に近接している枝や、照明灯等を隠す枝、民有地へ越境する枝、歩行者や車両の通行や視界を妨げる枝を剪定すること。
- ③ 樹冠、樹形の維持や樹冠内の通風や採光の支障となっており生育上不必要な枝を剪定すること。

フジ剪定

- ① 花時期の後、端部の垂れた支障となる枝を剪定し、秋以降藤棚全体を剪定すること。
- ② 剪定後、樹木や施設などにかからんでいるツルも、取り残しのないよう除去すること。

灌水

- ① 灌水時刻は日中を避け、朝または夕方日没後に行うこと。
- ② 散水車使用の場合、地表面は乾燥して水を吸い込みにくい状態にあるので、2～3回に分けて均一に十分灌水し、側溝等に流出することのないよう注意すること。散水栓使用の場合、開閉と同時に散水ホースをチェックし、損傷箇所があれば速やかに補修すること。あらかじめ散水施設の点検を6月末までに点検調査し、破損箇所を報告すること。

薬剤防除

- ① 使用する薬剤及び散布日時を事前に協議すること。
- ② 薬剤の使用に際しては農薬取締法の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準・使用方法を遵守すること。
- ③ 飛散により他の物に影響を与えないよう十分に注意し、広報及び誘導を行うこと。

除伐・つる切り

- ① チェーンソー、なたなどを使用し除伐すること。
- ② 樹木の下枝高は、建築限界（歩道部 $H=2.5\text{m}$ 、車道部 $H=4.5\text{m}$ ）を確保できるように仕上げること。
- ③ 樹木に巻きついたり、枝から垂れ下がっているつる性植物も除去すること。

伐採

- ① 周辺樹木、施設などを損傷しないように行うこと。
- ② 伐採は、地際で行うこと。

排水施設清掃

- ① 側溝。枿などの排水施設に溜まった土砂等を入念に取り除くこと。
- ② 除去した土砂等の処分については、事前に担当者と協議すること。

植栽工

- ① 樹木は設計図書に定められた規格だけでなく、樹形等について監督員の承諾を得たものを使用すること。
- ② 受注者は、業務完了後1年以内に植栽されたときの状態で枯死、または形姿不良となった場合は、同等の規格のものに植え替えること。
- ③ その他については、最新の土木工事共通仕様書 広島版（令和6年8月）に準ずること。

清掃工

側溝及び境界ブロック前（歩車道及び中央分離帯）に溜まった落葉・ゴミ・草・土等を清掃撤去する。併せて植栽帯内のゴミを取り除くこと。

枯木処理

枯損木及び支障木の地上部を伐採し処理すること。

樹木点検

倒木などの危険性の高い樹木を迅速に発見し、適切な処置を早期に行うとともに、専門診断が必要な樹木を抽出するために行う。

点検時期は担当者と協議すること（夏から紅葉前）。一部の異常にとらわれることなく、全体的な姿や周辺樹木との関係から何らかの異常を感じた場合は、原因が特定出来ない場合でも記録報告すること。また、事故につながると判断できる何らかの異常を発見した場合には、様式にとらわれず報告すること。別紙報告書とともに全景写真と異常箇所の写真を添付すること。

（打診音） 木槌で打診音異常の状態・範囲を確認する。

（鋼棒貫入） 鋼棒を挿して、根元の空洞や腐食の状況を確認する。

（揺れ） 体重をかけて両手で幹を押し、根元からの揺れを確認する。

（判定） A=健全、B=剪定等の対策・経過観察、C=異常の疑いあり・専門診断が必要、D=伐採等早急な対策が必要

契約について

1. この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。
2. 呉市は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において、この契約の経費に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除するものとする。

過積載防止についての特記事項

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、積み込ませないこと。
2. さし柢装着車、不表示車等に積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当って、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

有資格者配置についての特記事項

樹木の剪定作業の品質の向上を図るため、資格審査において届け出た「1級または2級造園技能士」または「街路樹剪定士」を剪定作業中常時現場に配置すること。

巡回点検表

点検箇所		点検日	令和 年 月 日	
点検者		前回点検日	令和 年 月 日	
項目		点検ポイント		チェック欄
植栽	共通	古損木や幹・枝(腐朽, キノコの着生など)がないか		☐ 有 ☐ 無
		隣地への越境枝, または越境のおそれのある枝はないか		☐ 有 ☐ 無
		病害虫が発生していないか		☐ 有 ☐ 無
		歩行の支障となる伸びすぎた枝はないか 特に目の高さの枝に注意する		☐ 有 ☐ 無
		不要な支柱はないか ()本中 ()本不要		☐ 有 ☐ 無
		支柱, ツリーサークルが根元や幹に食い込んでいないか くぼみ, 根上がり等異常はないか		☐ 有 ☐ 無
		ゴミなど散乱していないか		☐ 有 ☐ 無
	高木	公園隣接道路・市道の建築限界(4.5m)未満の幹・枝はないか		☐ 有 ☐ 無
		園内照明・街路灯にかかっている枝はないか		☐ 有 ☐ 無
		見通しを悪くする低すぎる枝はないか		☐ 有 ☐ 無
	中木	見通しを悪くしていないか		☐ 有 ☐ 無
		園路・歩道に被さって狭くなっていないか		☐ 有 ☐ 無
	低木	放置され刈り込みの必要がないか(伸びすぎた低木)		☐ 有 ☐ 無
		刈り込みが強すぎて枝だけとなり危険な状態になっていないか		☐ 有 ☐ 無
	雑草	除草の必要はないか(1ヶ月以内)		☐ 有 ☐ 無
		園路・歩道に被さっていないか		☐ 有 ☐ 無
排水施設 (公園)		落葉, 泥だまりなどで排水に支障が生じていないか		☐ 有 ☐ 無
		グレーチングや蓋が外れて危険になっていないか		☐ 有 ☐ 無
園路広場 (公園)		段差, 亀裂, 陥没, 舗装材の破損はないか		☐ 有 ☐ 無
		階段や手すりに破損や腐食はないか		☐ 有 ☐ 無
【備考】				

※巡回点検表は, 各路線・公園ごとに作成すること。

※各路線・公園ごとに点検状況写真を添付すること。(各路線・公園ごとに2,3枚程度)

※チェック欄に有がある場合, 位置図・状況写真・対処法等を提出すること。

※対応に緊急を要する場合, 遅滞なく担当者に連絡すること。

現場発生材処理報告書

令和 年 月分

<呉市クリーンセンター搬入分>

	月／日	券番号	作業場所（路線名又は公園名）	搬入量(kg)
		～	搬入券受け取り（使用期限：／）	
1		～		
2		～		
3		～		
4		～		
5		～		
6		～		
7		～		
8		～		
9		～		
10		～		
11		～		
12		～		
13		～		
14		～		
合計				

※搬入伝票を添付し、使用期限までに使用しなかった搬入券については返却すること。

<その他の施設搬入分>

	月／日	処理施設	作業場所（路線名又は公園名）	搬入量(kg)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
合計				

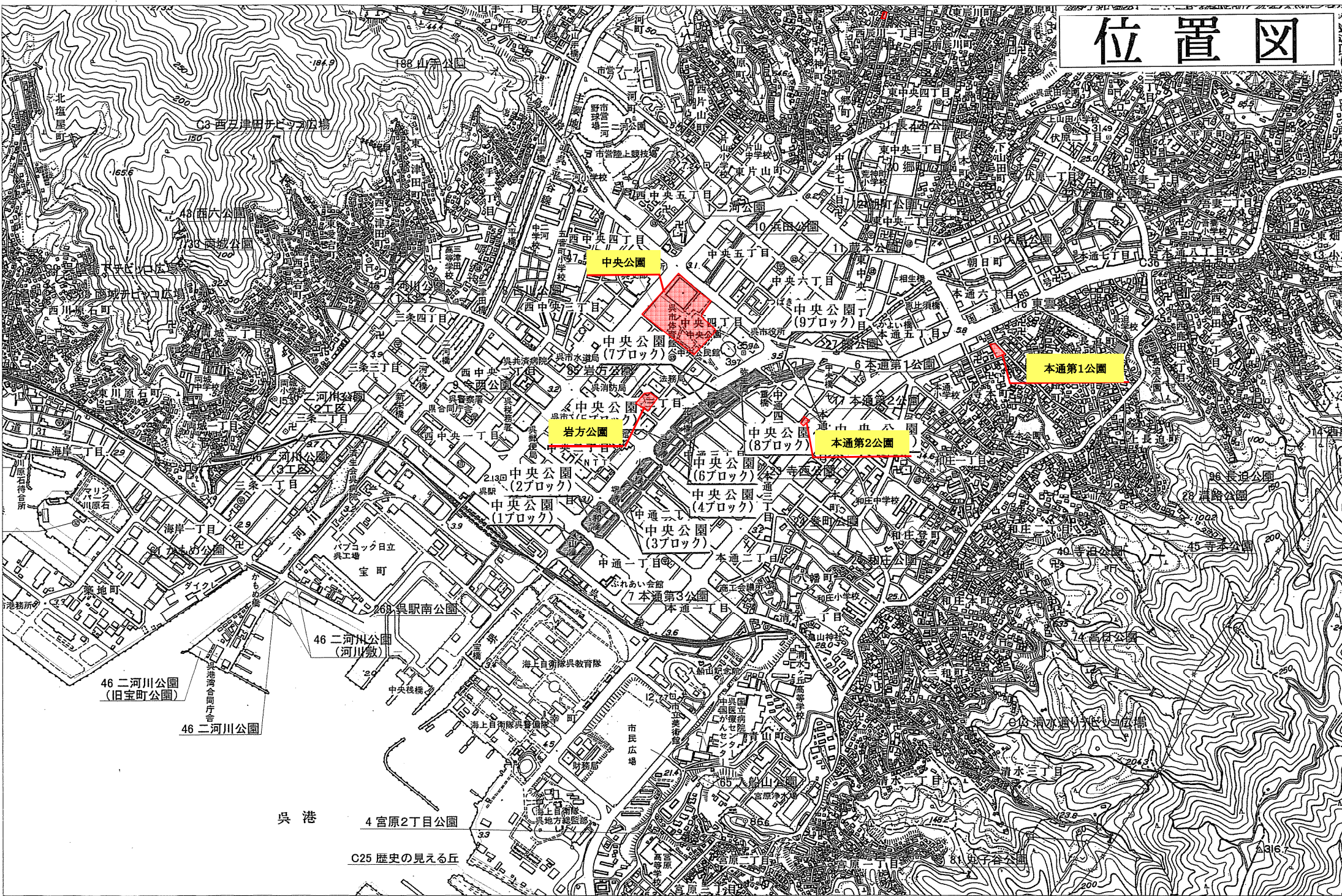
※搬入を証明する書類を添付すること。

業 務 工 程 表 (案)

業 務 名 称 公園樹木管理業務（中央公園外3公園）
業 務 場 所 呉市 中央4丁目1番 地内外

工 種	月 設計数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	通 年 回 数	備 考
		10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20		
中央公園												
低木剪定(寄植)	30 m ²		↔								1回	
除草(駐車場)	1,600 m ²	↔	↔		↔			↔			4回	400m ² ×4回
除草 (園路周囲, ふれあい広場)	1,600 m ²			↔		↔					2回	800m ² ×2回
岩方公園												
低木剪定(寄植)	70 m ²			↔							1回	ヒペリカムヒデコート
本通第1公園												
高木剪定(落葉樹)	2 本	↔									1回	コブシ等
除草	350 m ²				↔						1回	
本通第2公園												
高木剪定(常緑樹)	4 本	↔									1回	
高木剪定(落葉樹)	3 本	↔									1回	
低木剪定(寄植)	12 m ²			↔							1回	
除草	1,100 m ²	↔						↔			2回	550m ² ×2回

位置図

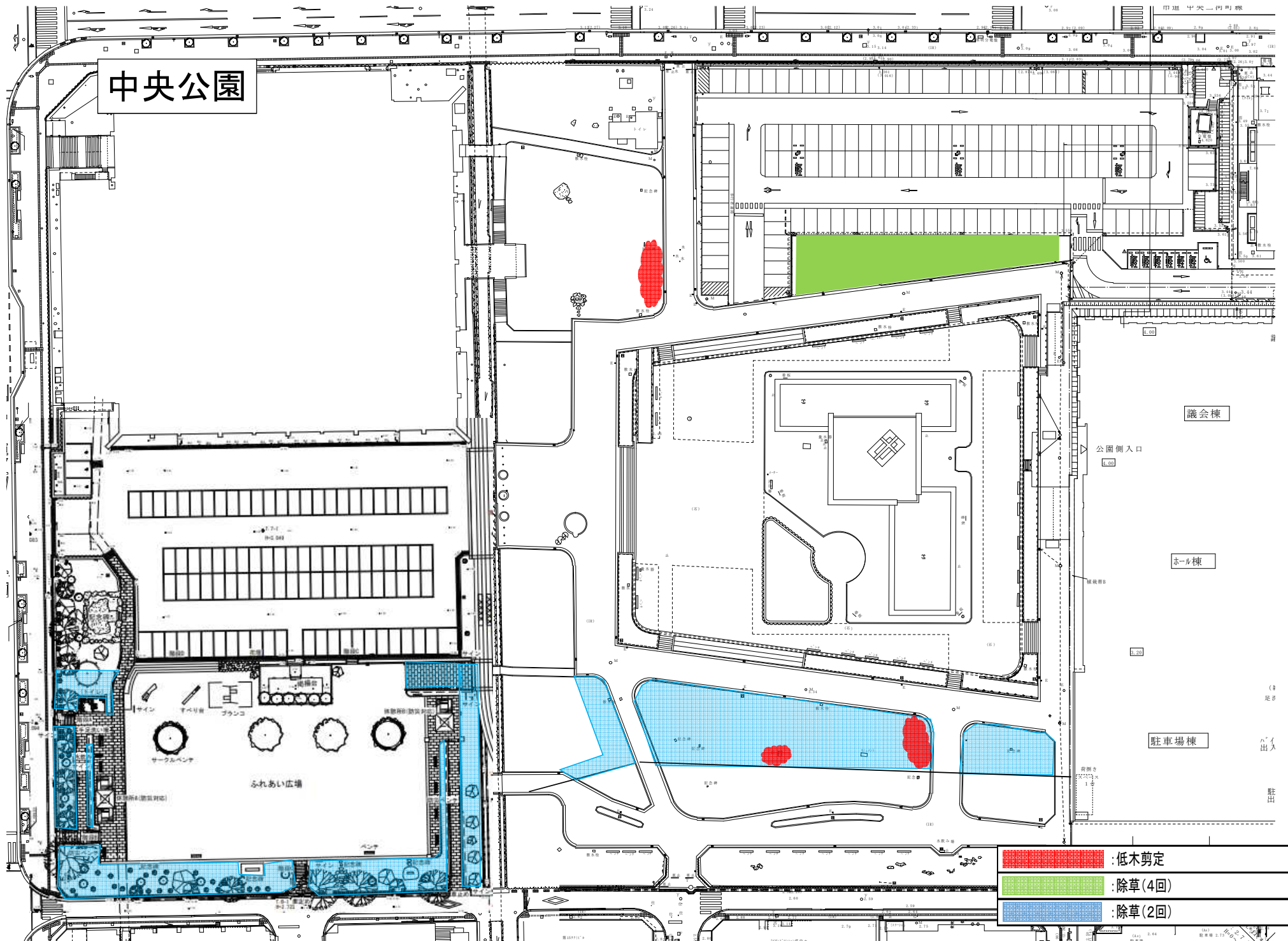


呉港

4 宮原2丁目公園

C25 歴史の見える丘

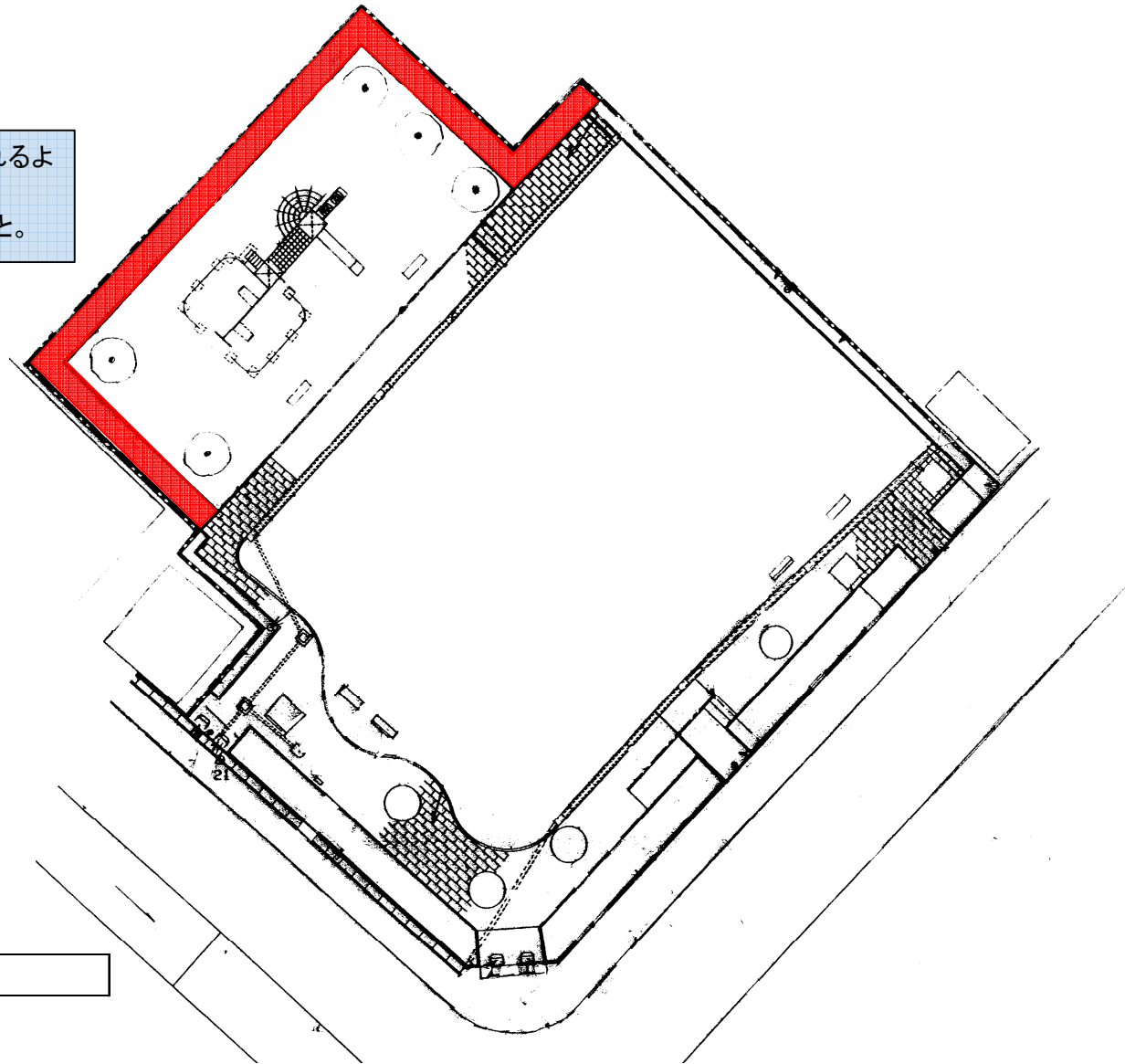
中央公園



	低木剪定
	除草(4回)
	除草(2回)

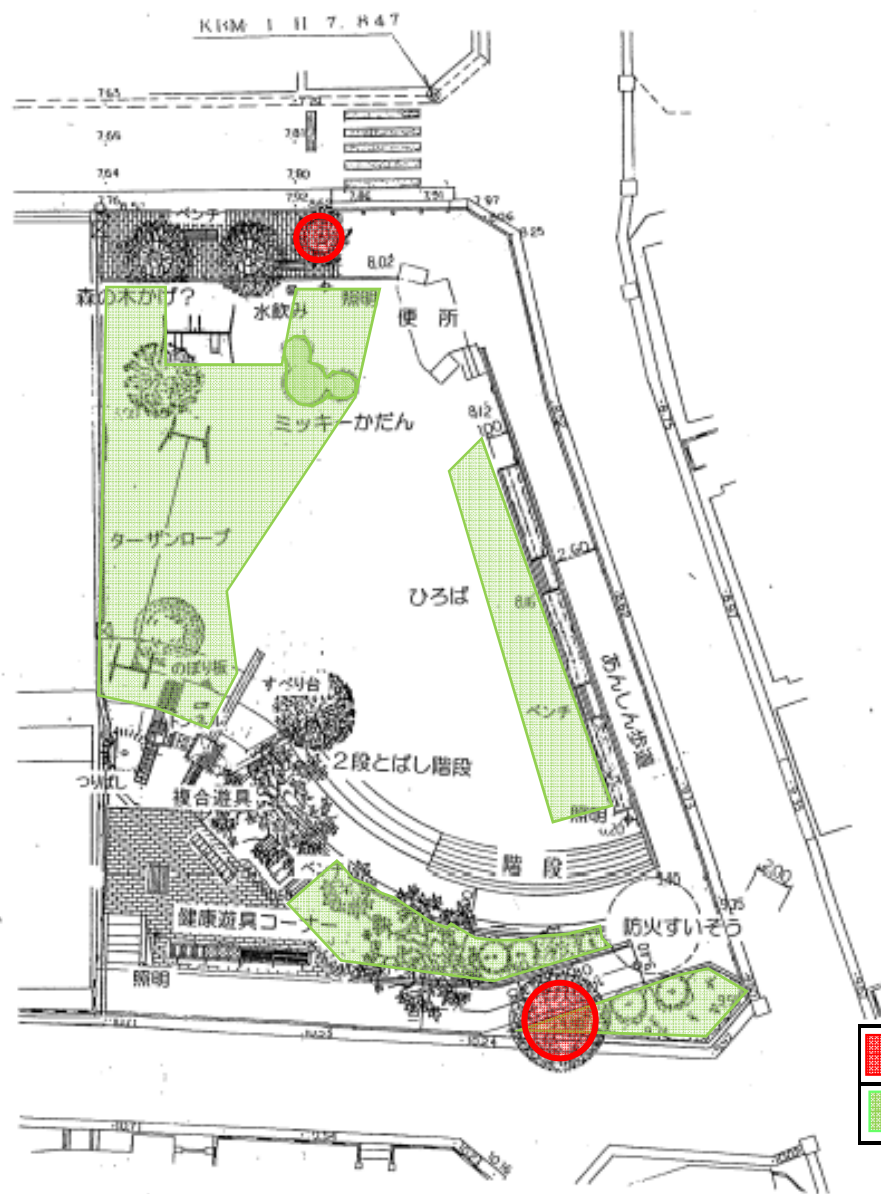
岩方公園

フェンスから20cm離隔がとれるよう
剪定すること。
高さ60cm以下に剪定すること。



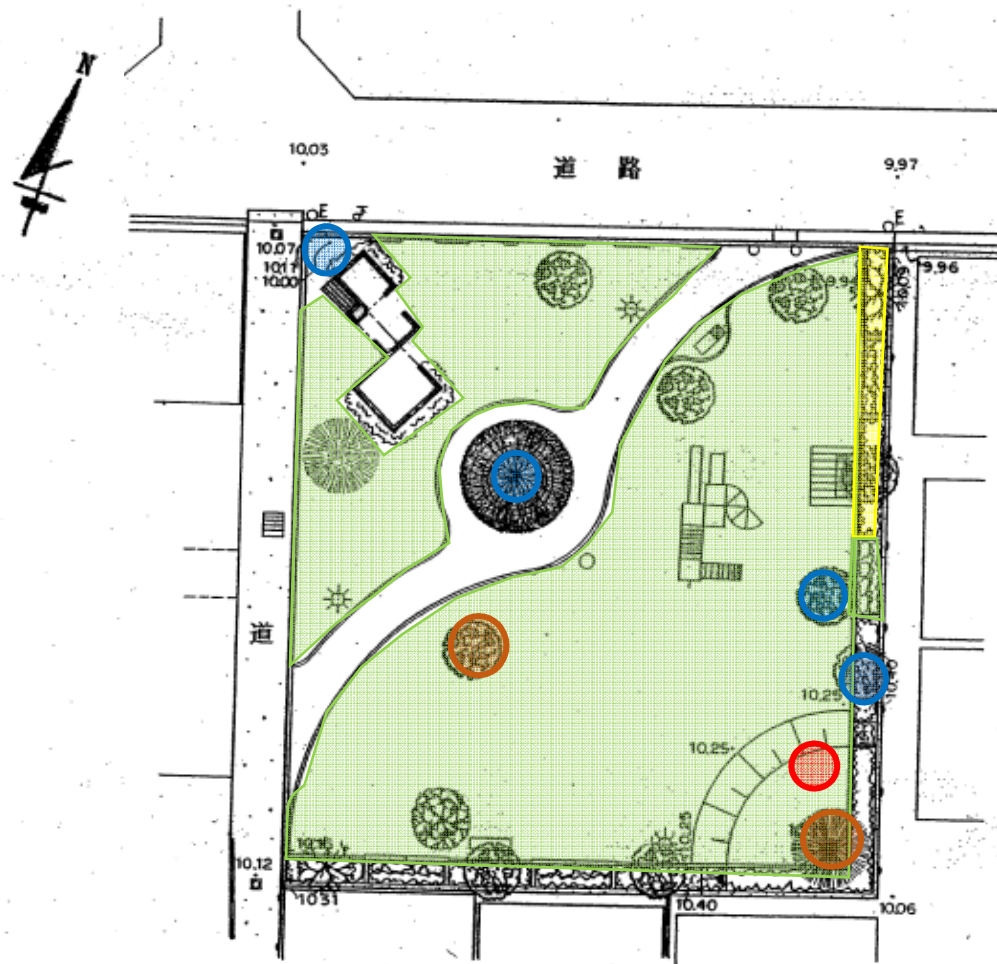
 : 低木剪定

本通第1公園



	: 高木剪定
	: 除草

本通第2公園



	: 高木剪定(落葉樹)(C=30~59)
	: 高木剪定(落葉樹)(C=60~89)
	: 高木剪定(常緑樹)(C=30~59)
	: 低木剪定
	: 除草